

海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

身近な地域で、気軽に利用できる子育て支援施設として、地域版の子育て支援センターを、市内東部地域に設置する。

地域版子育て支援センターは、親子が自由に遊ぶことができ、親同士が交流できる場を提供するとともに、育児相談や子育て講座等事業の開催をとおして、地域の子育て支援の充実を図るための施設である。当該事業運営を委託する事業者の選定については、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定するため、プロポーザルを行うものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 委託事業名

海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）

(2) プロポーザル方式

公募型プロポーザル

(3) 担当部署（各書類提出先）

海老名市保健福祉部子育て相談課（えびなこどもセンター3階）

3 業務の概要

(1) 業務の内容

別添「海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）仕様書」のとおり

(2) 業務履行場所

市内東部（東柏ケ谷・柏ケ谷地区内）で事業者が用意できる場所

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

※業務運用開始は令和8年4月1日とする

※契約日から令和8年3月31日までは開設準備期間とする。

(4) 委託料上限額

令和7年度 金 3,850,000円（新規開設準備経費）

令和8年度 金 14,975,000円（地代・家賃＋初年度事業運営費）

令和9年度 金 14,515,000円（地代・家賃＋事業運営費）

令和10年度 金 14,515,000円（地代・家賃＋事業運営費）

令和11年度 金 14,515,000円（地代・家賃＋事業運営費）

令和12年度 金 14,515,000円（地代・家賃＋事業運営費）

※事業内容による加算分については、別途、市と協議する。

※物価高騰などの社会情勢の影響により、急激に経費が変動した場合の補填については、別途市と協議する。

国が示す加算事業

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組
【拠点施設の開設場所（近接施設を含む）を活用した一時預かり事業またはこれに準じた事業】
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等
【多様な世代との連携、地域団体と協働で伝統文化や習慣・行事、地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成、訪問支援、これらの事業を継続的に実施し、いずれかの取組を実施】
- ・ 週 6 日以上 の 開設

4 選定方法等

(1) 選定方法

海老名市地域版子育て支援センター運營業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募資格を審査し、最優秀提案者の選定を行うものとする。

(2) 参加資格及び企画提案の審査

① 参加資格審査

参加意向申出書等により別表（ア－①）「評価基準 1」に基づき、事務局が審査を行うものとする。

② 企画提案書の審査

参加資格が認められた事業者は、企画提案書を提出するものとする。

委員会は、（ア－②）「評価基準 2」に基づき、書類審査及びプレゼンテーションとヒアリングを経て、総合的に判断し、選定業者 1 者、次点者 1 者を選定する。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は審査対象すべてへ通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(4) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は、市が判断します。判断の基準は別紙「プロポーザルの実施に係る事業者選定の情報公開基準について」のとおりとします。

5 最優秀提案者特定までのスケジュール

番号	項 目	期間等
1	プロポーザル公表、参加意向申出受付開始、質疑受付開始	令和7年5月 14 日(水)
2	質疑締切り	令和7年5月 26 日(月)
3	参加意向申出締切り	令和7年5月 30 日(金)
4	参加資格確認結果通知・関係書類提出要請	令和7年6月4日(水)
5	企画提案書の提出締切り	令和7年6月 10 日(火)
6	一次審査(書類審査) ※選定委員による書類審査のため提案者の出席は不要	令和7年6月 20 日(金)
7	一次審査結果通知、二次審査の参加要請	令和7年6月 24 日(火)
8	二次審査(書類・プレゼンテーション・質疑応答) ※出席者 3 名まで	令和7年7月2日(水)
9	二次審査結果通知	令和7年7月8日(火)
10	契約締結予定	令和7年12月以降

※スケジュールは予定であり変更する場合があります。

6 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、次にあげる要件をすべて満たすものとする。法人格であり、個人での参加はできないものとする。

- (1) 海老名市内で子どもの集団生活を主体とする事業の活動実績が 1 年以上あること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事更生法に基づく更生計画認可の決定(確定したものに限る)を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 43 号) 第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当していないこと。

(5) その他、法令に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7 配付書類

(1) 入手方法

市ホームページからダウンロード

(2) 配付書類一覧

ア 海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）に係る公募型
プロポーザル実施要項

ア-① 評価基準1

ア-② 評価基準2

ア-③ 提案書

ア-④ 労働分野に関する質問回答書

イ 海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）に係る公募型
プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）

ウ 海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）に係る公募型
プロポーザル提案評価基準（以下「提案評価基準」という。）

エ （様式1）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書及び付属書類（以下、
「参加意向申出書」という。）

オ （様式2）海老名市地域版子育て支援センター運営業務委託（東部）に係る
調査書（以下「調査書」という。）

カ （様式3）質疑書

キ （様式4）海老名市プロポーザル方式提案書等提出について

ク （様式5）見積書

ケ （様式6）非公開としたい情報届出書

コ （様式7）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

サ 契約に関する代理人の委任状（支店を相手方とする場合）

シ 暴力団員等調査同意書及び役員名簿_納税状況調査同意書（本社）

ス 暴力団排除事項に関する誓約書

※ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱ほか海老名市契約関連規程
は契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認してください。

※ 本要項のほか、本件プロポーザル関係書類に変更等が生じた場合は、質疑
の回答欄に掲載します。

8 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出てください。

提出書類	① 「参加意向申出書」(様式1) 《①の付属書類:以下アからケまで様式は任意》 ア 事業者に関する書類 ・経歴・実績 ・代表者の経歴・役員構成・氏名 ・組織構成・業務所管部署の配置状況と従業員数 イ 業務実績書 ウ 業務実績の概要等 エ 定款の写し、規約その他これらに類する書類 オ 当該法人の登記事項証明書 カ 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表 ・損益計算書または事業実績報告書 ・収支決算書 キ 令和8年度の事業計画書、収支予算書またはこれに類するもの ク 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近の決算期にかかるもの) ケ 社会保険(健康保険、厚生年金)、労働保険(雇用保険、労働者災害保険)に加入していることを証する書類 ② 「調査書」(様式2) ③ 配布書類一覧のシ及びス様式 ※①～③の書類をまとめたものは、1部提出すること。
提出期限	令和7年5月 30 日(金) 17 時 15 分までに必着(郵送の場合も含む。)
提出先	海老名市中新田377番地 えびなこどもセンター3階 海老名市保健福祉部子育て相談課 【郵送の場合】 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市保健福祉部子育て相談課子育て支援センター 宛
提出方法	郵送又は持参してください 郵送の場合:特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。 持参の場合:提出期限日までの月曜日から金曜日において、 8時 30 分から 17 時 15 分までの間のみ受付
その他	① 参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行います。確認結果については、文書で通知します。参加資格を有していることが確認できた者に対して、提案書等の提出を要請します。

	② 参加資格要件のうち、暴力団員等の排除に係る調査については、審査開始までに行うため、本通知後であっても調査の結果により失格となり本プロポーザルの対象外となる場合があります。 ③ 市から参加資格が認められない旨の通知を受けたものは、市長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して 5 日以内(閉庁日は除く。)に提出するものとする。
--	---

9 質疑方法等

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出することができる。

提出方法	「質疑書」により電子メールにて提出してください。 なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。
回数	提案者ごとに1回まで。ただし、回答内容に対し再質疑を要する場合はご相談ください。
提出先 アドレス	kosodate-soudan@city.ebina.kanagawa.jp ※メールの件名は「【プロポーザル質問 社名(事業者名)】」で送ってください。
提出期限	令和7年5月 26 日(月)17 時 15 分受信分まで

全ての質疑と回答は、市ホームページに掲載します。

質疑は受付後 2 開庁日以内、回答は質疑掲載後 3 開庁日以内を目安に掲載します。

※回答については、提案書類提出期限の前日まで更新する場合があります。

10 企画提案書で求めるテーマ

別紙（イ）「要求仕様書」のとおり

11 審査

(1) 審査の対象者

市が審査書類の提出要請を行った者を審査の対象とします。

(2) 優秀提案者の特定方法

審査は、各評価項目について、一次審査及び二次審査を行います。

いずれも、各選定委員の得点により、選定委員毎に順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により判断します。

なお、一次審査、二次審査とも順位点の合計が同点となった場合は、次により上位者を決定します。

- ① 総合得点が高い者
- ② 評価基準中の評価項目「事業提案」の合計点が高い者

- ③ ②が同じであった場合、評価基準中の評価項目「管理運営」の合計点が高い者
- ④ ③が同じであった場合、評価段階Aの数が多い者
- ⑤ ④が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

(3) 一次審査

一次審査では、配点された順位点の合計点により、上位3者を二次審査対象者として選出します。

なお、委員会による書類審査となるため、提案者の出席は不要です。

提案書の提出及び審査方法等については、次のとおりです。

提出書類	次の書類を12部(正本1部、副本11部)提出すること。 (①、⑤については、正本のみ添付) ①「海老名市プロポーザル方式提案書等提出について」 ② 企画提案書 ※(ア③)または任意の様式とする ※企画提案書は、表紙、別添資料等(カタログ等)を除き、60ページ以内の構成とすること。 ※副本については、提案者名(会社名)を表示しないこと。 ※カタログを添付する場合は正本にのみに添付すること。 ③ (ア④)労働分野に関する質問回答書 ④ 様式5「見積書」及び付属書類 ⑤ 様式6「非公開としたい情報届出書」
提出期限	令和7年6月10日(火)17時15分まで必着(郵送の場合も同様)※ 提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様
第一次審査実施日	令和7年6月20日(金)(出席不要)
評価基準	「提案評価基準」により審査を実施します。
順位点	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、以下…0点
審査結果の通知	令和7年6月24日(火)以降 一次審査結果については、対象者全員へ個別に文書で通知します。 また、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。
その他	選定委員の採点中に「F」がある場合または、総合点が6割に満たない場合は失格とする。

(4) 二次審査

二次審査では、順位点の合計に基づき順位を決定し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。

ただし、一次審査における点数は引き継ぎません。

審査では、提案評価基準に定める別記「評価基準表」の評価項目を実施します。各選定委員の採点により、選定委員ごとに順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、順位点の合計に基づいて順位を決定し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。 審査方法等については、次のとおり。

審査実施予定日	令和7年7月2日(水)
審査内容	①本業務委託に関するプレゼンテーション ②提案者に対するヒアリング
出席人数	3名以内。うち1名は統括責任者または運営責任者となる予定の者が出席すること。
審査時間	プレゼンテーション:20分以内 ヒアリング:10分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。
評価基準	「提案評価基準」により審査を実施します。
順位点	1位…3点、2位…2点、3位…1点 選定委員の採点中に「F」がある場合または、総合点が6割に満たない場合は失格とする。
二次審査結果の通知	審査結果は、対象者全員に個別に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載
機器等	プレゼンテーションに必要な機器は持参してください。 なお、次の機器は、市で用意したものを使用することができる。 ①プロジェクター(HDMI端子) ②VGA端子ケーブル(10m) ③HDMIケーブル(5m) ④ドラムリール(20m) ⑤スクリーン(1.2m×1.6m) ⑥レーザーポインター(緑)
その他	①提案者が事前に提出した企画提案書に基づいて実施 ②提案者の企業概要に関する項目のプレゼンテーションは不要 ③質疑応答は、審査会場の出席者が対応すること。

12 提出書類作成上の留意点

(1) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。

- (2) 審査における企画提案書及び説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、60ページ以内の構成としてください。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできません。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いてください。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とします。
- (4) 両面複写は可としますが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないでください。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。また、正本と副本とが識別できるよう提出してください。副本については、提案者名は記載しないでください。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めません。

13 最優秀提案者の取扱い

- (1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断したときは、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉し、第二位の提案者と不調となった場合は第三位の提案者と交渉します。
- (2) 契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。
- (3) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款によります。

14 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

15 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付不要）

ウ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用

(新規開設に伴う備品購入費、改修費及び開設前賃料については、一部補助あり)

- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。
- (5) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしいと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、次期業務委託の実施における最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 本事業の予算が議決されない場合、最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市及び海老名市議会に対し、損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を、他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準じます。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定めます。